

# 公益財団法人千葉県消防協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人千葉県消防協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を別表第1のとおり置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、消防防災力の充実強化を通じて、安心・安全な地域社会を形成するために、消防防災思想の普及啓発、消防防災知識・技術の向上、消防防災活動能力・組織の強化、消防職・団員の士気の高揚及び福利厚生の充実を図ることにより、社会公共の安全、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消防防災思想の普及啓発に関する事。
- (2) 雑誌図書その他刊行頒布に関する事。
- (3) 会員の研修、消防防災知識・技術の向上に関する事。
- (4) 殉職会員の遺族及び会員並びに被災者に対する弔慰救済、慰霊に関する事。
- (5) 消防機関及び会員並びに消防功労者の表彰に関する事。
- (6) 消防諸団体の育成、協力、連携に関する事。
- (7) 消防防災に関する調査研究に関する事。
- (8) 会員の福祉厚生事業に関する事。
- (9) 千葉県消防会館事務室の貸付に関する事。
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益財団法人への移行時の基本財産として、別表第2に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会及び評議員会で基本財産として繰り入れることを議決した財産

3 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するため

に善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(経費の支弁)

第6条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定により、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員15名以上20名以内を置く。

(評議員の選任等)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員

の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか出席した評議員の中から選出された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、5名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 理事のうち2名以内を常務理事とすることができる。
- 4 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第22条の2 前条の規定にかかわらず、会計処理に係る監事の業務を強化するため、公認会計士の資格を有する者を1名監事に加えるものとする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、専務理事及び常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支払うことができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

#### (最高名誉顧問等)

第29条 この法人の事業を遂行するために必要がある場合、会長は理事会の推薦により最高名誉顧問、名誉会長、特別顧問及び顧問を委嘱することができる。

- 2 最高名誉顧問、名誉会長、特別顧問及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 最高名誉顧問、名誉会長、特別顧問及び顧問は会長の諮問に応え、評議員会及び理事会の諮問に応じて意見を述べるることができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、定時理事会として毎年度5月及び3月に開催するほか、臨時理事会を必要がある場合に開催する。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 支部

(支部)

第37条 この法人に、次の表の左欄に掲げる支部を置き、その所轄区域は、同表の右欄に定めるとおりとする。

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 千葉支部  | 千葉市、習志野市、市原市及び八千代市                    |
| 東葛飾支部 | 市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び浦安市 |
| 印旛支部  | 佐倉市、成田市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市及び印旛郡     |

|      |                    |
|------|--------------------|
| 香取支部 | 香取市及び香取郡           |
| 海匝支部 | 銚子市、旭市及び匝瑳市        |
| 山武支部 | 東金市、山武市、大網白里市及び山武郡 |
| 長生支部 | 茂原市及び長生郡           |
| 夷隅支部 | 勝浦市、いすみ市及び夷隅郡      |
| 安房支部 | 館山市、鴨川市、南房総市及び安房郡  |
| 君津支部 | 木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市 |

(支部長)

第38条 支部に、支部長以下の役職員を置く。

2 支部長は、支部の推薦により評議員会の決議により選任する。

(支部の組織運営等)

第39条 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、評議員会及び理事会の決議により別に定める支部規則による。

## 第8章 会員及び事務局

(会員)

第40条 この法人の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員 県内市町村の消防職員及び消防団員

(2) 準会員 県内に事務所又は事業所を有する法人（法人格を有しない団体を含む。）又は、個人であってこの法人に会費を納入するもの。

(3) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、事業の推進に協力する法人（法人格を有しない団体を含む。）又は個人であってこの法人に寄付をするもの

2 会員に関する必要な事項は、評議員会及び理事会の決議により別に定める。

(事務局の設置)

第41条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第42条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 評議員、理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 定款に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人等に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人等に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は石橋 毅とし、業務執行理事は高橋 諭及び藤田政万とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

|       |       |       |      |       |
|-------|-------|-------|------|-------|
| 川名正則  | 三代川彦博 | 山崎喜一  | 近藤利夫 | 伊藤新一  |
| 小金谷恒久 | 紀伊元隆一 | 伊藤 進  | 溝口光男 | 木内欽市  |
| 元倉斗史一 | 石原 實  | 元吉利彦  | 小高利広 | 露崎喜己雄 |
| 中村東雄  | 渡邊一男  | 黒川三喜男 | 花澤敏夫 | 森 豊   |

5 この定款の一部変更（平成24年5月30日議決）については、平成24年5月30日から施行する。

6 この定款の一部変更（平成25年3月19日議決）については、平成25年3月19日から施行する。

7 この定款の一部変更（平成27年5月27日議決）については、平成27年5月27日から施行する。

別表第1 従たる事務所（第2条）

| 名 称   | 所             | 在 地            |
|-------|---------------|----------------|
| 千葉支部  | 千葉市中央区市場町1-1  | 千葉県防災危機管理部消防課内 |
| 東葛飾支部 | 松戸市小根本7       | 東葛飾地域振興事務所内    |
| 印旛支部  | 佐倉市鑄木仲田町8-1   | 印旛地域振興事務所内     |
| 香取支部  | 香取市北3-1-3     | 香取地域振興事務所内     |
| 海匝支部  | 旭市ニ1997-1     | 海匝地域振興事務所内     |
| 山武支部  | 東金市東新宿1-11    | 山武地域振興事務所内     |
| 長生支部  | 茂原市茂原1102-1   | 長生地域振興事務所内     |
| 夷隅支部  | 夷隅郡大多喜町猿稻14   | 夷隅地域振興事務所内     |
| 安房支部  | 館山市北条402-1    | 安房地域振興事務所内     |
| 君津支部  | 木更津市貝渕3-13-34 | 君津地域振興事務所内     |

別表第2 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第5条関係）

| 移行時の基本財産(第5条関係) |              |
|-----------------|--------------|
| 財産種別            | 金額           |
| 定期預金            | 13,840,163 円 |
| 国債              | 45,118,395 円 |
| 千葉県債            | 50,141,442 円 |